

公 告

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 濱崎 祥幸



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- 1 入札に付する事項：(1) 件 名：現地外注整備（市販型車両）航空自衛隊輪島分屯基地分
(2) 履 行 期 間：契約締結日～令和7年3月31日
(3) 履 行 場 所：契約相手方事業所
- 2 競争参加資格：(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一参加資格で「役務の提供等」のD等級以上に認定された東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 3 契約条項を示す場所：航空自衛隊小松基地会計隊契約班
- 4 入 札 場 所：航空自衛隊小松基地基地業務群会計隊入札室
(当日の状況により、入札会場が変更になる場合があります。)
- 5 入 札 日 時：令 和 6 年 5 月 15 日 11時30分
- 6 保 証 金：(1) 入札保証金……予決令第77条第2号により免除
(2) 契約保証金……予決令第100条の3第3号により免除
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- 7 入 札 の 無 効：2の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。
- 8 入 札 方 法：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 契約書等作成の要否：要
- 10 決 定 方 法：総額
- 11 契 約 方 法：単価
- 12 郵便入札の許否：許
郵便入札を希望する者は担当へ連絡のうえ、令和6年5月14日 17時までに小松基地会計隊に必着のこと。
(入札書は入札件名を記入した内封筒に入れ、外封筒に同封して郵送願います。)
なお、1回目の入札が不調となった場合は、2回目以降の入札では「辞退」扱いになりますのでご了承ください。
- 13 説 明 会：無
- 14 同 等 品 確 認 申 請：無
- 15 受 付：入札に参加を希望される方は、下記へ連絡をお願いします。
連絡先：会計隊契約班 担当：新居
電話番号 0761-22-2101 (内線239)

入札書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承諾の上、下記のとおり提出します。

令和6年5月15日

住所
契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 濱崎 祥幸 殿
会社名
代表者名
代理人

入札金額 ￥ (_____)

納期	契約締結日～令和7年3月31日	納地	契約相手方事業所		
品名(件名)	規格	入札			
		単位	予定量	単価	金額
現地外注整備(市販型車両)	仕様書のとおり	点	305.4		()
	-以下余白-				
備考	入札金額は税抜金額を記入別紙第1を適用する。				

特 約 条 項

(整備作業点数等)

- 第1条 整備作業点数は、日本自動車整備振興会連合会(以下、日整連という。)発行の自動車整備標準作業点数表(定期点検編、乗用車編、貨物車編)の最新版を適用する。
- 2 定期検査点数及び定期点検点数については、付表1及び付表2のとおり。
 - 3 純正部品及び純正部品以外の優良部品は各自動車製造会社の発行する純正部品価格表に示す標準価格から付表3による割引率を適用した単価とする。
 - 4 市販型車両現地外注整備計画については、付表4のとおり。

(発注の方法について)

- 第2条 甲は、毎月末、翌月の外注整備計画表(付表5)を乙に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の計画表に基づき、発注書を作成し、車両及び所要の官給品を乙に引渡すものとする。
 - 3 乙は、発注書に指示された事項以外について、整備を要する事項がある場合は、速やかに甲に通知するものとする。
 - 4 甲は、前項の規定により必要と認めた場合は、直ちに追加発注を乙に送付するものとし、乙は納期までに整備を完了させるものとする。ただし、納期までに整備完了が困難である場合は、甲・乙協議して定めるものとする。

(車両の受渡しについて)

- 第3条 乙は、前条2項の規定により車両の引渡しを受けたときは、直ちに当該車両の管理換票を甲に提出するものとする。

(保証について)

- 第4条 物品の引渡しから引取りの間の保管責任は、乙の責任とする。
- 2 整備期間中における乙の過失、その他により生じた損害は、すべて乙の負担とする。
 - 3 整備完了車両の「かし期限」は、次期点検、検査までとする。なお機能不良及び損傷等が発生した場合、その原因が乙の整備に起因するものと明らかに認められる場合、乙が再整備の責を負うものとする。
 - 4 疑義がある場合は甲乙協議のうえ、決定する。

定期検査点数及び定期点検点数

車種	車番	型式	基本点数					適用作業点数表
			I 検査	M検査	12か月	24か月	工数 (点数)	
業務車3号(4×2)	石川501ひ5965	DBA-ZRT260	—	—	1.5	—	1.5	2011年P61 ZRT260
業務車1号(4×4)	45-1110	DBA-ZGE25G	2.7	6.4	—	—	9.1	2011年P61 ZGE25G
業務車1号(4×4)	45-1113	DBA-ZGE25G	2.7	6.4	—	—	9.1	2011年P61 ZGE25G
トラック1/4t4×4小型業務車	45-3980	DBA-NT31	2.7	6.5	—	—	9.2	2009年P255 NT31
1/2tトラック	45-7563	V16BBSFA	3.1	7.5	—	—	10.6	1999年P122 V26W
1.1/2tトラック	46-1178	XCD30	3.3	9.5	—	—	12.8	2008年P280 XZU300系
トラック2.1/2t4×4カーゴ	46-6436	PDG-FTS34S2	4.2	15.4	—	—	19.6	2006年P48 FTS34
トラック2.1/2t4×4カーゴ	46-6446	PDG-FTS34S2	4.2	15.4	—	—	19.6	2006年P48 FTS34
トラック2.1/2t4×4カーゴ(2tクレーン付)	46-9570	PDG-FTS34S2	5.9	15.4	—	—	21.3	2006年P48 FTS34
有線整備車(4×4)	46-9851	CBA-URJ202W	2.9	6.8	—	—	9.7	2011年P130 URJ202W
トラック4×4ダンプ	47-2397	PKG-FSS90S2	5.7	15.4	—	—	21.1	2008年P68 FSS90
サイト用人員輸送車(4×4)	48-0195	PDG-BG64DG	3.6	9.1	—	—	12.7	2007年P228 BG6系
サイト用人員輸送車(4×4)	48-0196	PDG-BG64DG	3.6	9.1	—	—	12.7	2007年P228 BG6系
サイト用人員輸送車(4×4)	48-0217	TPG-BG640G	3.6	9.1	—	—	12.7	2016年P278 BG6系
							合計	181.7

※ I 検査(事業用3か月)、M検査(事業用12か月)の工数(点数)を参考とした。

※ 付加装置の点検工数

- | | |
|------------------|------|
| 1 ダンプ装置 | +1.5 |
| 2 クレーン及びアウトリガー装置 | +1.7 |

定期検査点数及び定期点検点数

車種	車番	型式	付加点数											適用作業点数表		
			保安検査 確認	ブレーキフ ルード交換	ベアリング グリス詰替	下廻り塗装	エンジン、下 廻り洗浄	フロント、リ ヤブレーキ清 掃	Fキャリバ O/H	Rキャリバ O/H	Fホイール シリンダ O/H	Rホイール シリンダ O/H	付加装置			工数 (点数)
業務車3号(4×2)	石川501ひ5965	DBA-ZRT260	—	0.3	—	1.2	1.2	—	1.0	—	—	1	—	4.7	2011年P61	ZRT260
業務車1号(4×4)	45-1110	DBA-ZGE25G	1.5	0.3	—	1.2	1.2	—	0.9	1.0	—	—	—	6.1	2011年P61	ZGE25G
業務車1号(4×4)	45-1113	DBA-ZGE25G	—	0.3	—	1.2	1.2	—	0.9	1.0	—	—	—	4.6	2011年P61	ZGE25G
トラック1/4t4×4小型業務車	45-3980	DBA-NT31	1.5	0.7	—	1.2	1.2	—	1.0	1.0	—	—	—	6.6	2009年P255	NT31
1/2tトラック	45-7563	V16BBSFA	—	0.3	—	1.2	1.2	—	1.4	—	—	1.4	—	5.5	1999年P122	V26W
1.1/2tトラック	46-1178	XCD30	0.7	0.4	—	3.0	2.8	—	1.3	1.3	—	—	—	9.5	2008年P280	XZU300系
トラック2.1/2t4×4カーゴ	46-6436	PDG-FTS34S2	—	0.5	1.4	4.0	3.4	—	—	—	3.4	—	—	12.7	2006年P48	FTS34
トラック2.1/2t4×4カーゴ	46-6446	PDG-FTS34S2	—	0.5	1.4	4.0	3.4	—	—	—	3.4	—	—	12.7	2006年P48	FTS34
トラック2.1/2t4×4カーゴ(2tクレーン付)	46-9570	PDG-FTS34S2	—	0.5	1.4	4.0	3.4	—	—	—	3.4	—	1.7	14.4	2006年P48	FTS34
有線整備車(4×4)	46-9851	CBA-URJ202W	1.5	0.3	—	1.5	1.2	0.3	1.2	1.1	—	—	—	7.1	2011年P130	URJ202W
トラック4×4タンク	47-2397	PKG-FSS90S2	—	0.5	1.4	4.0	3.4	—	—	—	3	—	1.5	13.8	2008年P68	FSS90
サイト用人員輸送車(4×4)	48-0195	PDG-BG64DG	—	0.4	1.2	2.0	2.0	—	1.2	—	—	1.5	—	8.3	2007年P228	BG6系
サイト用人員輸送車(4×4)	48-0196	PDG-BG64DG	—	0.4	1.2	2.0	2.0	—	1.2	—	—	1.5	—	8.3	2007年P228	BG6系
サイト用人員輸送車(4×4)	48-0217	TPG-BG640G	—	0.4	1.2	2.5	2.0	—	1.6	—	—	1.7	—	9.4	2016年P278	BG6系
													合計	123.7		

※ I検査(事業用3か月)、M検査(事業用12か月)の工数(点数)を参考とした。

※ 付加装置の点検工数

- | | |
|------------------|------|
| 1 ダンプ装置 | +1.5 |
| 2 クレーン及びアウトリガー装置 | +1.7 |

国産車両純正部品基準購入割引率等一覧表

部 品 名	割引率 (%)
トヨタ自動車純正部品	16%
日産自動車純正部品	18%
三菱自動車純正部品	17%
いすゞ自動車純正部品	17%
三菱ふそう純正部品	14%
優良部品	58%

付表 4

令和6年度市販型車両現地外注整備計画

No	車種	車番	保安検査有効期限	年式	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	予定点数	
																	基本点数	作業点数
1	業務車3号(4×2)	石川501 U5965	8.3.26	H31.3												12カ月 1.5	1.5	4.7
2	業務車1号(4×4)	45-1110	6.10.31	H26.1					M検 6.4		保安検査				I検 2.7		9.1	6.1
3	業務車1号(4×4)	45-1113	7.9.30	H27.1						M検 6.4						I検 2.7	9.1	4.6
4	トラック1/4t4×4 小型業務車	45-3980	6.10.31	H22.2					M検 2.7		保安検査				I検 6.5		9.2	6.6
5	1/2tトラック	45-7563	7.10.31	H14.3						M検 7.5						I検 3.1	10.6	5.5
6	1.1/2tトラック	46-1178	6.10.31	H24.12					M検 9.5		保安検査				I検 3.3		12.8	9.5
7	トラック2.1/2t4×4カーゴ	46-6436	7.7.31	H22.2				M検 15.4							I検 4.2		19.6	12.7
8	トラック2.1/2t4×4カーゴ	46-6446	7.8.31	H22.2				M検 15.4							I検 4.2		19.6	12.7
9	トラック2.1/2t4×4カーゴ (2tクレーン付)	46-9570	7.8.31	H22.2				M検 15.4							I検 5.9		21.3	14.4
10	有線整備車(4×4)	46-9851	6.12.31	H29.3			I検 2.9						M検 保安検査 6.8				9.7	7.1
11	トラック4×4ダンプ	47-2397	7.8.31	H22.2				M検 15.4							I検 5.7		21.1	13.8
12	サイト用人員輸送車 (4×4)	48-0195	7.9.30	H22.2						M検 9.1						I検 3.6	12.7	8.3
13	サイト用人員輸送車 (4×4)	48-0196	7.10.31	H22.2						M検 9.1						I検 3.6	12.7	8.3
14	サイト用人員輸送車 (4×4)	48-0217	7.8.31	R1.8			M検 9.1							I検 3.6			12.7	9.4
																計	181.7	123.7
																合計点数		305.4

合計点数は、次年度の見積もり後に車の変更が無い限り、見積もり時の点数と同点にしたほうが望ましい。

委任状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 現地外注整備（市販型車両）

令和6年5月15日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 村上 敬樹 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	現地外注整備 (市販型車両) 共通仕様書	輪分基LPS-V23006	
		承認	令和4年3月14日
		作成	令和4年3月7日
		改正	令和 年 月 日
		作成部隊等名	第23警戒隊

1 総則

1.1 適用範囲

a) この仕様書は、輪島分屯基地が行う市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。

b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語は、次のとおりとする。

a) 個別TO等

個別TO等とは次に示すものをいう。

- 1) 当該車両等に適用する技術指令書 (J. T. O.)
- 2) 製造会社取引説明書等 (製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業基準となるもの。)

b) 車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準 (J. T. O. 00-10-9) の第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

c) 修理不能

修理不能とは、次の各号の場合をいう。

1) 個別仕様書に特に指示がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）役務費及び梱包輸送費を含む総費用が、新品取得価格の65%以上になる場合

2) 特に官が規定した場合

d) 監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

e) 検査

検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.3 関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもの以外は入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

- a) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- b) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
- c) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- d) 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
- e) 自動車の点検及び整備に関する手引き（平成12年運輸省告示第162号）
- f) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
- g) 自動車整備標準作業点数表（社団法人日本自動車整備振興会連合会）
- h) 航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）
- i) 航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）
- j) 航空自衛隊調達規則（JAFR124）
- k) 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）
- l) 航空自衛隊技術指令書制度（J. T. O. 00-5-1）
- m) 航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1）
- n) 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）
- o) 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（J. T. O. 00-20B-6）
- p) 車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）
- q) 車両等検査要領（J. T. O. 36-1-6）
- r) 車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）
- s) 個別TO等

2 役務に関する要求

2.1 全般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては車両等の特性、状態を考慮して整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから個別仕様書で指定する。

2.2.1 定期点検整備

定期点検整備は、道路運送車両法第48条に基づく定期点検（3か月、6か月、12か月、24か月）を次の工程に従い実施するものとする。定期点検の結果、道路運送車両法の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合しない状態又はそのおそれがある場合は、その状態を官側に報告し、承認を得た後に分解整備、修理等の作業を実施するものとする。

2.2.2 定期検査整備

定期検査整備は、航空自衛隊車両等整備基準に定める（J. T. O. -10-9）I検査又はM検査を次の工程に従い実施するものとする。定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合しない状態又はそのおそれがある場合は、その状態を官側に報告し、承認を得た後に分解整備、修理等の作業を実施するものとする。

2.2.3 その他の整備

その他の整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

この仕様書の2.2項に示す各工程の作業は、個別仕様書で特に規定するほか、次のとおり実施しなければならない。

2.3.1 定期点検

a) 定期点検は、自動車点検基準、自動車の点検及び整備に関する手引きに基づき、目視点検、機能点検、又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認する。その結果を自動車点検基準に定める定期点検記録簿等に記録するものとする。

b) 定期点検に先立ち、車両等に備え付けられている付属品の員数を確認し、車両等員数表に記録するものとする。

2.3.2 定期検査

a) 定期検査は、車両等検査要領（J. T. O. 36-1-6）に定める検査手順に基づき、目視点検、機能点検、又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認する。その結果を航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）に定める車両等作業用紙に記録するものとする。

b) 定期検査に先立ち、車両等に備え付けられている付属品の員数を確認し、車両等員数表に記録するものとする。

2.3.3 分解整備

分解整備は、定期点検又は定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別T O等に定める整備基準等に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下「部品等」という。）等を判定する。なお、分解した部品等は交換部品等を除き、必要な品質を維持するための洗浄等の処置を行う。

2.3.4 修理等

修理等は、この仕様書の2.3.3項で判定された修理方法により、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するように修復するため、次の作業を行う。

a) 交換

交換は2.3.3項で交換を要すると判定された部品を2.4項により交換する。

b) 加工

加工は修理のため要修理品の状態、特性に応じて最も適した方法をで行う。

c) 組立・調整

組立・調整は、2.3.3項で使用可能品と判定されたもの又は、2.3.4項のa)及びb)により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立て、必要に応じ各位部位を調節する。

d) 潤滑

潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため適合した油脂を選定（官給品は除く。）のうえ適正量を給油する。

2.3.5 塗装及び標識

塗装及び標識は、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）並びに車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）に基づき実施するものとする。

2.3.6 作業の中止

次に示す場合は、作業を一時中止し、契約担当官に申し出て指示を受けるものとする。

a) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合

b) 車両等が整備作業中に修理不能に該当する判明した場合

2.4 部品・材料

a) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定したものを除き、契約相手方で準備するものとする。

b) 部品・材料は、原則として製造会社の純正部品及び純正部品と同等の品質を有する優良部品とする。

c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの一部が使用可能な部品であり、他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。

2.5 機能・性能

車両等の機能・性能は個別仕様書で特に規定する場合を除き、保安基準に適合したものでなければならない。

3 品質保証

3.1 品質保証資料

契約相手方は、この仕様書の2.3項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写し契約が完了した会計年度の翌年の4月1日から5年間保管するものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、航空自衛隊調達規則（JAFR124）に基づき実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は次の書類を提出しなければならない。

- a) 点検整備記録簿
- b) 車両等作業用紙
- c) 車両等員数表（別紙様式第1）
- d) その他官側の指示するもの

4.2 官給品

契約相手方は、原則として官給を受けなければならない。

4.3 付属品・予備品

付属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

4.4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

4.5 安全管理

契約相手方は、各種法令等に基づき適切な安全管理を施し、事故防止に努めなければならない。

4.6 補給手続き

次の事項に示す補給上の手続きについては、契約担当官の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の請求手続き等
- c) 交換した旧部品の返品処置

4.7 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術事項に関する資料等の提出又は提示

4.8 仕様書の疑義

この仕様書について疑義が生じた場合は、官側に申し出て調整するものとする。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書							
	性質による分類	個別仕様書							
物品番号	2310-428-2690-5	仕様書番号							
品名 又は 件名	業務車3号(4×2) (ZRT260)の外注 整備	輪分基LPS-V23007							
		承認	令和4年3月14日						
		作成	令和4年3月7日						
		改正	令和 年 月 日						
		作成部隊等名	第23警戒隊						
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、業務車3号(ZRT260)の外注整備に適用する。</p> <p>1.2 関連文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、発注時における最新版とする。</p> <p>a) 仕様書 輪島分屯基地外注整備(市販型車両)共通仕様書</p> <p>b) 個別TO等</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">1) J. T. O. 36A7-63-208-31</td> <td>操作及び整備指令</td> </tr> <tr> <td>2) J. T. O. 36A7-63-208-44</td> <td>部品表</td> </tr> <tr> <td>3) J. T. O. 36A7-63-208-52</td> <td>電子技術マニュアル</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">製造会社取扱説明書等</p>				1) J. T. O. 36A7-63-208-31	操作及び整備指令	2) J. T. O. 36A7-63-208-44	部品表	3) J. T. O. 36A7-63-208-52	電子技術マニュアル
1) J. T. O. 36A7-63-208-31	操作及び整備指令								
2) J. T. O. 36A7-63-208-44	部品表								
3) J. T. O. 36A7-63-208-52	電子技術マニュアル								

1.3 用語の意味

この仕様書で引用する用語の意味は、輪島分屯基地外注整備（市販型車両）共通仕様書（以下「外注共仕」という。）の1. 2項による。

2 役務に関する要求

2.1 整備作業の種類

整備作業の種類は、外注共仕の2. 2（1）項によるものとし、整備作業の種類については、調達要求指定書による。

2.2 作業内容

作業内容は、外注共仕の2. 3（1）項及び個別仕様書の1. 2（2）項による。

2.3 作業の中止

作業の中止は、外注共仕の2. 4項による。

2.4 要求性能

要求性能は、個別TO等による。

3 品質保証

品質保証は、外注共仕の3項による。

4 官給品

官給品は、官給品明細表による。

5 その他の指示

5.1 外注共仕の4項による。

5.2 一連番号（車両番号等）は、調達要領指定書による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書							
	性質による分類	個別仕様書							
物品番号	2310-427-8923-5	仕様書番号							
品名 又は 件名	業務車1号(4×4) (DBA-ZGE25G 6002047) の外注整備	輪分基LPS-V23008							
		承認	令和4年3月14日						
		作成	令和4年3月7日						
		改正	令和 年 月 日						
		作成部隊等名	第23警戒隊						
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、業務車1号(4×4)(DBA-ZGE25G6002047)の外注整備に適用する。</p> <p>1.2 関連文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、発注時における最新版とする。</p> <p>a) 仕様書 輪島分屯基地外注整備(市販型車両)共通仕様書</p> <p>b) 個別TO等</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">1) J. T. O. 36A7-63-208-1</td> <td>操作及び整備指令</td> </tr> <tr> <td>2) J. T. O. 36A7-63-208-4</td> <td>部品表</td> </tr> <tr> <td>3) J. T. O. 36A7-63-208-22</td> <td>整備指令</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">製造会社取扱説明書等</p>				1) J. T. O. 36A7-63-208-1	操作及び整備指令	2) J. T. O. 36A7-63-208-4	部品表	3) J. T. O. 36A7-63-208-22	整備指令
1) J. T. O. 36A7-63-208-1	操作及び整備指令								
2) J. T. O. 36A7-63-208-4	部品表								
3) J. T. O. 36A7-63-208-22	整備指令								

1.3 用語の意味

この仕様書で引用する用語の意味は、輪島分屯基地外注整備（市販型車両）共通仕様書（以下「外注共仕」という。）の1.2項による。

2 役務に関する要求

2.1 整備作業の種類

整備作業の種類は、外注共仕の2.2（1）項によるものとし、整備作業の種類については、調達要求指定書による。

2.2 作業内容

作業内容は、外注共仕の2.3（1）項及び個別仕様書の1.2（2）項による。

2.3 作業の中止

作業の中止は、外注共仕の2.4項による。

2.4 要求性能

要求性能は、個別TO等による。

3 品質保証

品質保証は、外注共仕の3項による。

4 官給品

官給品は、官給品明細表による。

5 その他の指示

5.1 外注共仕の4項による。

5.2 一連番号（車両番号等）は、調達要領指定書による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2310-427-8923-5	仕様書番号	
品名 又は 件名	業務車1号(4×4) (DBA-ZGE25G 6006034) の外注整備	輪分基LPS-V23009	
		承認	令和4年3月14日
		作成	令和4年3月7日
		改正	令和 年 月 日
		作成部隊等名	第23警戒隊
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、業務車1号(4×4)(DBA-ZGE25G6006034)の外注整備に適用する。</p> <p>1.2 関連文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、発注時における最新版とする。</p> <p>a) 仕様書 輪島分屯基地外注整備(市販型車両)共通仕様書</p> <p>b) 個別TO等</p> <p>1) J. T. O. 36A7-63-208-11 操作及び整備指令</p> <p>2) J. T. O. 36A7-63-208-14 部品表</p> <p>3) J. T. O. 36A7-63-208-32 整備指令</p> <p style="margin-left: 40px;">製造会社取扱説明書等</p>			

1.3 用語の意味

この仕様書で引用する用語の意味は、輪島分屯基地外注整備（市販型車両）共通仕様書（以下「外注共仕」という。）の1. 2項による。

2 役務に関する要求

2.1 整備作業の種類

整備作業の種類は、外注共仕の2. 2（1）項によるものとし、整備作業の種類については、調達要求指定書による。

2.2 作業内容

作業内容は、外注共仕の2. 3（1）項及び個別仕様書の1. 2（2）項による。

2.3 作業の中止

作業の中止は、外注共仕の2. 4項による。

2.4 要求性能

要求性能は、個別TO等による。

3 品質保証

品質保証は、外注共仕の3項による。

4 官給品

官給品は、官給品明細表による。

5 その他の指示

5.1 外注共仕の4項による。

5.2 一連番号（車両番号等）は、調達要領指定書による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書									
	性質による分類	個別仕様書									
物品番号	2310-427-6529-5	仕様書番号									
品名 又は 件名	トラック1/4t4×4 小型業務車IV型（DBA-NT31）の外注整備	輪分基LPS-V23015									
		承認	令和4年3月14日								
		作成	令和4年3月7日								
		改正	令和 年 月 日								
		作成部隊等名	第23警戒隊								
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、トラック1/4t4×4小型業務車IV型（DBA-NT31）の外注整備に適用する。</p> <p>1.2 関連文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、発注時における最新版とする。</p> <p>a) 仕様書 輪島分屯基地外注整備（市販型車両）共通仕様書</p> <p>b) 個別TO等</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">1) J. T. O. 36A5-25-21</td> <td>操作及び整備指令</td> </tr> <tr> <td>2) J. T. O. 36A5-25-22</td> <td>整備指令</td> </tr> <tr> <td>3) J. T. O. 36A12-5-404-34</td> <td>部品表</td> </tr> <tr> <td>4) J. T. O. 36A12-5-404-44</td> <td>部品表</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">製造会社取扱説明書等</p>				1) J. T. O. 36A5-25-21	操作及び整備指令	2) J. T. O. 36A5-25-22	整備指令	3) J. T. O. 36A12-5-404-34	部品表	4) J. T. O. 36A12-5-404-44	部品表
1) J. T. O. 36A5-25-21	操作及び整備指令										
2) J. T. O. 36A5-25-22	整備指令										
3) J. T. O. 36A12-5-404-34	部品表										
4) J. T. O. 36A12-5-404-44	部品表										

1.3 用語の意味

この仕様書で引用する用語の意味は、輪島分屯基地外注整備（市販型車両）共通仕様書（以下「外注共仕」という。）の1.2項による。

2 役務に関する要求

2.1 整備作業の種類

整備作業の種類は、外注共仕の2.2（1）項によるものとし、整備作業の種類については、調達要求指定書による。

2.2 作業内容

作業内容は、外注共仕の2.3（1）項及び個別仕様書の1.2（2）項による。

2.3 作業の中止

作業の中止は、外注共仕の2.4項による。

2.4 要求性能

要求性能は、個別TO等による。

3 品質保証

品質保証は、外注共仕の3項による。

4 官給品

官給品は、官給品明細表による。

5 その他の指示

5.1 外注共仕の4項による。

5.2 一連番号（車両番号等）は、調達要領指定書による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書									
	性質による分類	個別仕様書									
物品番号	2320-236-0757-5	仕様書番号									
品名 又は 件名	1/2 tトラック (V16 BBRSFA) の外注整備	輪分基LPS-V23012									
		承認	令和4年3月14日								
		作成	令和4年3月7日								
		改正	令和 年 月 日								
		作成部隊等名	第23警戒隊								
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、1/2 tトラック (V16BBRSFA) の外注整備に適用する。</p> <p>1.2 関連文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、発注時における最新版とする。</p> <p>a) 仕様書 輪島分屯基地外注整備 (市販型車両) 共通仕様書</p> <p>b) 個別T O等</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) J. T. O. 36A5-24-2</td> <td>整備指令</td> </tr> <tr> <td>2) J. T. O. 36A5-24-12</td> <td>整備指令</td> </tr> <tr> <td>3) J. T. O. 36A5-24-31</td> <td>操作指令</td> </tr> <tr> <td>4) J. T. O. 36A5-24-34</td> <td>部品表</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">製造会社取扱説明書等</p>				1) J. T. O. 36A5-24-2	整備指令	2) J. T. O. 36A5-24-12	整備指令	3) J. T. O. 36A5-24-31	操作指令	4) J. T. O. 36A5-24-34	部品表
1) J. T. O. 36A5-24-2	整備指令										
2) J. T. O. 36A5-24-12	整備指令										
3) J. T. O. 36A5-24-31	操作指令										
4) J. T. O. 36A5-24-34	部品表										

1.3 用語の意味

この仕様書で引用する用語の意味は、輪島分屯基地外注整備（市販型車両）共通仕様書（以下「外注共仕」という。）の1.2項による。

2 役務に関する要求

2.1 整備作業の種類

整備作業の種類は、外注共仕の2.2(1)項によるものとし、整備作業の種類については、調達要求指定書による。

2.2 作業内容

作業内容は、外注共仕の2.3(1)項及び個別仕様書の1.2(2)項による。

2.3 作業の中止

作業の中止は、外注共仕の2.4項による。

2.4 要求性能

要求性能は、個別TO等による。

3 品質保証

品質保証は、外注共仕の3項による。

4 官給品

官給品は、官給品明細表による。

5 その他の指示

5.1 外注共仕の4項による。

5.2 一連番号（車両番号等）は、調達要領指定書による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2320-286-2395-5	仕様書番号	
品名 又は 件名	1 1/2 tトラック (XCD30-TFPDZ) の外注整備	輪分基LPS-V23013	
		承認	令和4年3月14日
		作成	令和4年3月 7日
		改正	令和 年 月 日
		作成部隊等名	第23警戒隊

- 1 総則
- 1.1 適用範囲
この仕様書は、1 1/2 tトラック (XCD30-TFPDZ) の外注整備に適用する。
- 1.2 関連文書
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、発注時における最新版とする。
- a) 仕様書
輪島分屯基地外注整備 (市販型車両) 共通仕様書
- b) 個別TO等
- | | |
|----------------------------|----------|
| 1) J. T. O. 36A12-5-302-32 | 部品表付整備指令 |
| 2) J. T. O. 36A12-5-302-61 | 操作及び整備指令 |
- 製造会社取扱説明書等

1.3 用語の意味

この仕様書で引用する用語の意味は、輪島分屯基地外注整備（市販型車両）共通仕様書（以下「外注共仕」という。）の1. 2項による。

2 役務に関する要求

2.1 整備作業の種類

整備作業の種類は、外注共仕の2. 2（1）項によるものとし、整備作業の種類については、調達要求指定書による。

2.2 作業内容

作業内容は、外注共仕の2. 3（1）項及び個別仕様書の1. 2（2）項による。

2.3 作業の中止

作業の中止は、外注共仕の2. 4項による。

2.4 要求性能

要求性能は、個別TO等による。

3 品質保証

品質保証は、外注共仕の3項による。

4 官給品

官給品は、官給品明細表による。

5 その他の指示

5.1 外注共仕の4項による。

5.2 一連番号（車両番号等）は、調達要領指定書による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書																	
	性質による分類	個別仕様書																	
物品番号	2320-426-3782-5	仕様書番号																	
品名 又は 件名	トラック2 1/2t4×4 カーゴ (PDG-FTS 34S2) の外注整備	輪分基LPS-V23014																	
		承認	令和4年3月14日																
		作成	令和4年3月 7日																
		改正	令和 年 月 日																
		作成部隊等名	第23警戒隊																
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、トラック2 1/2t4×4カーゴ (PDG-FTS34S2) の外注整備に適用する。</p> <p>1.2 関連文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、発注時における最新版とする。</p> <p>a) 仕様書 輪島分屯基地外注整備 (市販型車両) 共通仕様書</p> <p>b) 個別TO等</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">1) J. T. O. 36A12-10-101-2-1</td> <td>整備指令</td> </tr> <tr> <td>2) J. T. O. 36A12-10-101-2-2</td> <td>整備指令</td> </tr> <tr> <td>3) J. T. O. 36A12-10-101-2-3</td> <td>整備指令</td> </tr> <tr> <td>4) J. T. O. 36A12-23-24-2</td> <td>整備指令</td> </tr> <tr> <td>5) J. T. O. 36A12-23-24-4</td> <td>整備指令</td> </tr> <tr> <td>6) J. T. O. 36Y10-309-161</td> <td>操作及び整備指令</td> </tr> <tr> <td>7) J. T. O. 38V1-149-82</td> <td>整備指令</td> </tr> <tr> <td>8) J. T. O. 38V1-149-92</td> <td>整備指令</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">製造会社取扱説明書等</p>				1) J. T. O. 36A12-10-101-2-1	整備指令	2) J. T. O. 36A12-10-101-2-2	整備指令	3) J. T. O. 36A12-10-101-2-3	整備指令	4) J. T. O. 36A12-23-24-2	整備指令	5) J. T. O. 36A12-23-24-4	整備指令	6) J. T. O. 36Y10-309-161	操作及び整備指令	7) J. T. O. 38V1-149-82	整備指令	8) J. T. O. 38V1-149-92	整備指令
1) J. T. O. 36A12-10-101-2-1	整備指令																		
2) J. T. O. 36A12-10-101-2-2	整備指令																		
3) J. T. O. 36A12-10-101-2-3	整備指令																		
4) J. T. O. 36A12-23-24-2	整備指令																		
5) J. T. O. 36A12-23-24-4	整備指令																		
6) J. T. O. 36Y10-309-161	操作及び整備指令																		
7) J. T. O. 38V1-149-82	整備指令																		
8) J. T. O. 38V1-149-92	整備指令																		

1.3 用語の意味

この仕様書で引用する用語の意味は、輪島分屯基地外注整備（市販型車両）共通仕様書（以下「外注共仕」という。）の1.2項による。

2 役務に関する要求

2.1 整備作業の種類

整備作業の種類は、外注共仕の2.2(1)項によるものとし、整備作業の種類については、調達要求指定書による。

2.2 作業内容

作業内容は、外注共仕の2.3(1)項及び個別仕様書の1.2(2)項による。

2.3 作業の中止

作業の中止は、外注共仕の2.4項による。

2.4 要求性能

要求性能は、個別TO等による。

3 品質保証

品質保証は、外注共仕の3項による。

4 官給品

官給品は、官給品明細表による。

5 その他の指示

5.1 外注共仕の4項による。

5.2 一連番号（車両番号等）は、調達要領指定書による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書																															
	性質による分類	個別仕様書																															
物品番号	2320-425-0962-5	仕様書番号																															
品名 又は 件名	トラック21/2t4×4 カーゴ(2tクレーン付) (PDG-FTS34S 2)の外注整備	輪分基LPS-V23018																															
		承認	令和4年3月14日																														
		作成	令和4年3月7日																														
		改正	令和 年 月 日																														
		作成部隊等名	第23警戒隊																														
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、トラック21/2t4×4カーゴ(2tクレーン付)(PDG-FTS34S2)の外注整備に適用する。</p> <p>1.2 関連文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、発注時における最新版とする。</p> <p>a) 仕様書 輪島分屯基地外注整備(市販型車両)共通仕様書</p> <p>b) 個別TO等</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="width: 5%;">1)</td><td style="width: 60%;">J. T. O. 36A12-10-101-2-1</td><td style="width: 35%;">整備指令</td></tr> <tr><td>2)</td><td>J. T. O. 36A12-10-101-2-2</td><td>整備指令</td></tr> <tr><td>3)</td><td>J. T. O. 36A12-10-101-2-3</td><td>整備指令</td></tr> <tr><td>4)</td><td>J. T. O. 36A12-23-24-2</td><td>整備指令</td></tr> <tr><td>5)</td><td>J. T. O. 36A12-23-24-4</td><td>整備指令</td></tr> <tr><td>6)</td><td>J. T. O. 36M1-3-104-21</td><td>操作及び整備指令</td></tr> <tr><td>7)</td><td>J. T. O. 36M1-3-104-22</td><td>整備指令</td></tr> <tr><td>8)</td><td>J. T. O. 36M1-3-104-24</td><td>部品表</td></tr> <tr><td>9)</td><td>J. T. O. 36Y10-309-161</td><td>操作及び整備指令</td></tr> <tr><td>10)</td><td>J. T. O. 38V1-149-82</td><td>整備指令</td></tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">製造会社取扱説明書等</p>				1)	J. T. O. 36A12-10-101-2-1	整備指令	2)	J. T. O. 36A12-10-101-2-2	整備指令	3)	J. T. O. 36A12-10-101-2-3	整備指令	4)	J. T. O. 36A12-23-24-2	整備指令	5)	J. T. O. 36A12-23-24-4	整備指令	6)	J. T. O. 36M1-3-104-21	操作及び整備指令	7)	J. T. O. 36M1-3-104-22	整備指令	8)	J. T. O. 36M1-3-104-24	部品表	9)	J. T. O. 36Y10-309-161	操作及び整備指令	10)	J. T. O. 38V1-149-82	整備指令
1)	J. T. O. 36A12-10-101-2-1	整備指令																															
2)	J. T. O. 36A12-10-101-2-2	整備指令																															
3)	J. T. O. 36A12-10-101-2-3	整備指令																															
4)	J. T. O. 36A12-23-24-2	整備指令																															
5)	J. T. O. 36A12-23-24-4	整備指令																															
6)	J. T. O. 36M1-3-104-21	操作及び整備指令																															
7)	J. T. O. 36M1-3-104-22	整備指令																															
8)	J. T. O. 36M1-3-104-24	部品表																															
9)	J. T. O. 36Y10-309-161	操作及び整備指令																															
10)	J. T. O. 38V1-149-82	整備指令																															

1.3 用語の意味

この仕様書で引用する用語の意味は、輪島分屯基地外注整備（市販型車両）共通仕様書（以下「外注共仕」という。）の1.2項による。

2 役務に関する要求

2.1 整備作業の種類

整備作業の種類は、外注共仕の2.2（1）項によるものとし、整備作業の種類については、調達要求指定書による。

2.2 作業内容

作業内容は、外注共仕の2.3（1）項及び個別仕様書の1.2（2）項による。

2.3 作業の中止

作業の中止は、外注共仕の2.4項による。

2.4 要求性能

要求性能は、個別TO等による。

3 品質保証

品質保証は、外注共仕の3項による。

4 官給品

官給品は、官給品明細表による。

5 その他の指示

5.1 外注共仕の4項による。

5.2 一連番号（車両番号等）は、調達要領指定書による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書							
	性質による分類	個別仕様書							
物品番号	2320-426-0761-5	仕様書番号							
品名 又は 件名	有線整備車(4×4) (CBA-URJ202W)の外注整備	輪分基LPS-V23016							
		承認	令和4年3月14日						
		作成	令和4年3月7日						
		改正	令和 年 月 日						
		作成部隊等名	第23警戒隊						
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、有線整備車(CBA-URJ202W)の外注整備に適用する。</p> <p>1.2 関連文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、発注時における最新版とする。</p> <p>a) 仕様書 輪島分屯基地外注整備(市販型車両)共通仕様書</p> <p>b) 個別TO等</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">1) J. T. O. 36A12-5-301-201</td> <td>取扱書</td> </tr> <tr> <td>2) J. T. O. 36A12-5-301-202</td> <td>電子技術マニュアル</td> </tr> <tr> <td>3) J. T. O. 36A12-5-301-204</td> <td>パーツカタログ</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">製造会社取扱説明書等</p>				1) J. T. O. 36A12-5-301-201	取扱書	2) J. T. O. 36A12-5-301-202	電子技術マニュアル	3) J. T. O. 36A12-5-301-204	パーツカタログ
1) J. T. O. 36A12-5-301-201	取扱書								
2) J. T. O. 36A12-5-301-202	電子技術マニュアル								
3) J. T. O. 36A12-5-301-204	パーツカタログ								

1.3 用語の意味

この仕様書で引用する用語の意味は、輪島分屯基地外注整備（市販型車両）共通仕様書（以下「外注共仕」という。）の1. 2項による。

2 役務に関する要求

2.1 整備作業の種類

整備作業の種類は、外注共仕の2. 2（1）項によるものとし、整備作業の種類については、調達要求指定書による。

2.2 作業内容

作業内容は、外注共仕の2. 3（1）項及び個別仕様書の1. 2（2）項による。

2.3 作業の中止

作業の中止は、外注共仕の2. 4項による。

2.4 要求性能

要求性能は、個別TO等による。

3 品質保証

品質保証は、外注共仕の3項による。

4 官給品

官給品は、官給品明細表による。

5 その他の指示

5.1 外注共仕の4項による。

5.2 一連番号（車両番号等）は、調達要領指定書による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2320-427-4961-5	仕様書番号	
品名 又は 件名	トラック4×4ダンプ (PKG-FSS90S 2)の外注整備	輪分基LPS-V23017	
		承認	令和4年3月14日
		作成	令和4年3月7日
		改正	令和 年 月 日
		作成部隊等名	第23警戒隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、トラック4×4ダンプ (PKG-FSS90S2) の外注整備に適用する。

1.2 関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、発注時における最新版とする。

a) 仕様書

輪島分屯基地外注整備 (市販型車両) 共通仕様書

b) 個別TO等

- | | |
|------------------------------|----------|
| 1) J. T. O. 36A12-10-101-2-1 | 整備指令 |
| 2) J. T. O. 36A12-10-101-2-2 | 整備指令 |
| 3) J. T. O. 36A12-10-101-2-3 | 整備指令 |
| 4) J. T. O. 36A12-23-24-2 | 整備指令 |
| 5) J. T. O. 36A12-65-12 | 整備指令 |
| 6) J. T. O. 36A12-65-14 | 部品表 |
| 7) J. T. O. 36A12-65-21 | 操作及び整備指令 |
| 8) J. T. O. 36Y10-309-161 | 操作及び整備指令 |
| 9) J. T. O. 38V1-149-4 | 部品表 |
| 10) J. T. O. 38V1-149-62 | 整備指令 |
| 11) J. T. O. 38V1-149-72 | 整備指令 |

製造会社取扱説明書等

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書									
	性質による分類	個別仕様書									
物品番号	2310-427-2869-5	仕様書番号									
品名 又は 件名	サイト用人員輸送車(4×4)(PDG-BG64DG)の外注整備	輪分基LPS-V23010									
		承認	令和4年3月14日								
		作成	令和4年3月7日								
		改正	令和 年 月 日								
		作成部隊等名	第23警戒隊								
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、サイト用人員輸送車(4×4)(PDG-BG64DG)の外注整備に適用する。</p> <p>1.2 関連文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、発注時における最新版とする。</p> <p>a) 仕様書 輪島分屯基地外注整備(市販型車両)共通仕様書</p> <p>b) 個別TO等</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">1) J. T. O. 36A3-50-121</td> <td>操作指令</td> </tr> <tr> <td>2) J. T. O. 36A3-50-141</td> <td>操作及び整備指令</td> </tr> <tr> <td>3) J. T. O. 36A3-50-154</td> <td>部品表</td> </tr> <tr> <td>4) J. T. O. 36A12-5-718-12</td> <td>整備指令</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">製造会社取扱説明書等</p>				1) J. T. O. 36A3-50-121	操作指令	2) J. T. O. 36A3-50-141	操作及び整備指令	3) J. T. O. 36A3-50-154	部品表	4) J. T. O. 36A12-5-718-12	整備指令
1) J. T. O. 36A3-50-121	操作指令										
2) J. T. O. 36A3-50-141	操作及び整備指令										
3) J. T. O. 36A3-50-154	部品表										
4) J. T. O. 36A12-5-718-12	整備指令										

1.3 用語の意味

この仕様書で引用する用語の意味は、輪島分屯基地外注整備（市販型車両）共通仕様書（以下「外注共仕」という。）の1. 2項による。

2 役務に関する要求

2.1 整備作業の種類

整備作業の種類は、外注共仕の2. 2（1）項によるものとし、整備作業の種類については、調達要求指定書による。

2.2 作業内容

作業内容は、外注共仕の2. 3（1）項及び個別仕様書の1. 2（2）項による。

2.3 作業の中止

作業の中止は、外注共仕の2. 4項による。

2.4 要求性能

要求性能は、個別TO等による。

3 品質保証

品質保証は、外注共仕の3項による。

4 官給品

官給品は、官給品明細表による。

5 その他の指示

5.1 外注共仕の4項による。

5.2 一連番号（車両番号等）は、調達要領指定書による。

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書									
	性質による分類	個別仕様書									
物品番号	2310-427-2869-5	仕様書番号									
品名 又は 件名	サイト用人員輸送車 (4×4) (TPG-BG640G)の外注整備	輪分基LPS-V23011									
		承認	令和4年3月14日								
		作成	令和4年3月7日								
		改正	令和 年 月 日								
		作成部隊等名	第23警戒隊								
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、サイト用人員輸送車 (TPG-BG640G) の外注整備に適用する。</p> <p>1.2 関連文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、発注時における最新版とする。</p> <p>a) 仕様書 輪島分屯基地外注整備 (市販型車両) 共通仕様書</p> <p>b) 個別TO等</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) J. T. O. 36A3-50-191</td> <td>操作及び整備指令</td> </tr> <tr> <td>2) J. T. O. 36A3-50-194</td> <td>部品表</td> </tr> <tr> <td>3) J. T. O. 36A3-50-202</td> <td>整備指令</td> </tr> <tr> <td>4) J. T. O. 36A3-50-204</td> <td>部品表</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">製造会社取扱説明書等</p>				1) J. T. O. 36A3-50-191	操作及び整備指令	2) J. T. O. 36A3-50-194	部品表	3) J. T. O. 36A3-50-202	整備指令	4) J. T. O. 36A3-50-204	部品表
1) J. T. O. 36A3-50-191	操作及び整備指令										
2) J. T. O. 36A3-50-194	部品表										
3) J. T. O. 36A3-50-202	整備指令										
4) J. T. O. 36A3-50-204	部品表										

1.3 用語の意味

この仕様書で引用する用語の意味は、輪島分屯基地外注整備（市販型車両）共通仕様書（以下「外注共仕」という。）の1.2項による。

2 役務に関する要求

2.1 整備作業の種類

整備作業の種類は、外注共仕の2.2(1)項によるものとし、整備作業の種類については、調達要求指定書による。

2.2 作業内容

作業内容は、外注共仕の2.3(1)項及び個別仕様書の1.2(2)項による。

2.3 作業の中止

作業の中止は、外注共仕の2.4項による。

2.4 要求性能

要求性能は、個別TO等による。

3 品質保証

品質保証は、外注共仕の3項による。

4 官給品

官給品は、官給品明細表による。

5 その他の指示

5.1 外注共仕の4項による。

5.2 一連番号（車両番号等）は、調達要領指定書による。

(見本)
入札書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承諾の上、下記のとおり提出します。

令和 ○年 ○月 ○日

住所 石川県○○市○○町○○

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 濱崎 祥幸

殿

会社名 株式会社 ○○

代表者名 代表取締役 佐藤 太郎

代理人 山田 次郎

入札金額 ￥ 999,999.-

押印省略可

納期	令和 ○年 ○月 ○日	納地	航空自衛隊小松基地		
品名(件名)	規格	入札			
		単位	数量	単価	金額
○○○○	○○○○	式	1		999,999
	-以下余白-				

入札にあたっての注意事項

・郵便入札で参加される場合は、委任状は不要です(入札書の代理人欄への記入も不要)。

備考	入札金額は税抜金額を記入
----	--------------

(見 本)
委 任 状

当社は、 山田 次郎 を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件 名 ○○○○

令和 ○年 ○月 ○日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 濱崎 祥幸 殿

住 所 石川県○○市○○町○○

会 社 名 株式会社 ○○

代 表 者 名 代表取締役 佐藤 太郎